

東根市告示第 112 号

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日

東根市長 土 田 正 剛

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、東根市市営住宅管理条例施行規則（平成10年規則第10号）第 8 条第 3 項第 1 号に規定する家賃債務保証事業者の登録に関し必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、家賃債務保証の健全な発達を図ることを通じて、もって賃貸住宅の賃借人その他の者の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家賃債務保証 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することをいう。
- (2) 家賃債務保証事業者 家賃債務保証業を営む者のうち、第 5 条第 1 項の規定により市長が登録した者をいう。

(要件)

第 3 条 家賃債務保証事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第 5 条第 1 項に規定する家賃債務保証業者登録簿に記載されている者
- (2) 山形県内に事務所又は事業所（営業所を含む。以下同じ）を有する者
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納税額がない者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する場合は、市税に滞納がない者

(登録申請等)

第4条 家賃債務保証事業者の登録を受けようとする者は、家賃債務保証事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保証内容提示書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

(4) 前条第1号に規定する登録を受けた証明

(5) 法人税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを証する書類

(6) 市内に事務所又は事業所を有する場合は、市税に係る徴収金に滞納がないことを証する書類

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、結果の可否を家賃債務保証事業者登録決定通知書(様式第4号)又は家賃債務保証事業者登録不決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する決定通知を受けた申請者(以下「登録決定者」という。)は、速やかに市と家賃債務保証に関する覚書を締結しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条第3項に規定する覚書を締結したときは、登録決定者を家賃債務保証事業者として家賃債務保証事業者登録簿(様式第6号)に登録する。

2 市長は、前項の規定により家賃債務保証事業者に登録したときは、当該登録決定者に家賃債務保証事業者登録通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 登録決定者は、登録を受けた内容に変更があった場合は、家賃債務保証事業者登録内容変更届出書(様式第8号)に必要書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が第3条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該事項を家賃債務保証事業者登録簿に記載して、変更の登録をするものとする。

(廃業等の届出)

第7条 登録決定者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、速やかに廃業等届出書(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

- (1) 家賃債務保証事業者である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けた場合 破産管財人
 - (3) 家賃債務保証事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
 - (4) 家賃債務保証業を廃止した場合 家賃債務保証事業者であった法人を代表する役員
- (登録の取消し)

第8条 市長は、登録決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、家賃債務保証事業者に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項に規定する登録を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく第6条第1項の規定による届出をしなかったとき。
- (4) 前条に規定する届出があったとき。
- (5) その他市長が家賃債務保証事業者として不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、家賃債務保証事業者登録取消通知書（様式第10号）により、登録決定者又は前条各号に規定する届出者に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

家賃債務保証事業者登録申請書

東根市長 あて

（申請者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第 4 条第 1 項の規定により、家賃債務保証事業者の登録の申請をします。

（連絡担当者）

所 属 部 署 名	
事 業 所 所 在 地	
職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	

保証内容提示書

【提示者に関する事項】

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣（ ）第 号

【入居者負担に関する事項】

① 保証料	
② 更新手数料	
③ 代位弁済手数料※ ¹	
④ 遅延損害金 ※ ²	
⑤ その他 ※ ³	

※1 入居者が、事業者の代位弁済を利用した際に、事業者を支払う手数料。

※2 事業者が求償権を行使する際に設定する遅延損害金。

※3 ①～④以外に生じる入居者負担があれば記載。ない場合は、「なし」と明記すること。

【保証内容に関する事項】

⑥ 保証のタイプ	滞納報告型
⑦ 保証限度額（家賃分）	
⑧原状回復費 ・ 残置物撤去費の保証限度額	
⑨ その他 ※ ⁴	

※4 ⑦、⑧以外に保証対象となる費用があれば記載。ない場合は、「なし」と明記すること。

注1 記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

注2 枠内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と明記し、別紙を添付して差し支えない。

注3 上記の提案に関して参考となるパンフレット等があれば提出すること。

誓 約 書

年 月 日

東根市長 あて

（申請者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第3条各号の要件を備える者として、市営住宅の入居者と保証に関する契約をするに当たり、市営住宅における家賃債務保証業務等について各種法令を遵守し、下記事項及び申請の内容に相違ないことについて誓約しますので、同要綱第4条の規定に基づき提出します。

記

- 1 賃借人に対し契約内容に関する十分な理解を図るため、契約締結前又は契約締結の際に、契約内容に関する重要な事項を説明し、当該事項を記載した書面を交付します。
- 2 契約内容の説明に当たっては、中途解約の際の保証料の返還有無等に関する取り決めや家賃滞納の際の家賃債務保証事業者の対応などについて、賃借人の理解を得るよう努めます。
- 3 賃借人等に対し支払を催告する書面等を送付する場合には、請求金額の内訳等の所定の事項を記載し、賃借人等に対して明らかにします。
- 4 求償権を譲渡する場合、賃借人へ書面による通知を行います。
- 5 家賃債務保証業務等に従事する者は、従業者であることを証する証明書を携帯の上、家賃債務保証業務等を行います。
- 6 家賃債務保証委託契約書の条項について、消費者契約法等の規定に反するものを定めません。
- 7 過去の弁済額等に係る家賃債務保証事業者と賃借人との理解が異なる場合に備え、その業務に関する帳簿を備え付け、賃借人ごとの弁済履歴を記録し、賃借人からの開示の請求があった場合は明らかにします。

様

東根市長

家賃債務保証事業者登録決定通知書

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第4条第2項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった家賃債務保証事業者登録申請書について、以下のとおり決定しましたので、通知します。

登録決定事項	
商号又は名称	
代表者名	
所在地	
家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣（ ）第 号
特記事項	

様

東根市長

家賃債務保証事業者登録不決定通知書

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、 年
月 日付けで申請のあった家賃債務保証事業者登録申請書について、以下の理由により
不決定とすることにしましたので、通知します。

不決定の理由

様

（申請者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

家賃債務保証事業者登録通知書

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第5条第2項の規定に基づき、 年 月 日付けで決定したことについて、以下のとおり家賃債務保証事業者登録簿に登録しましたので、通知します。

登録内容	
登録番号	
登録日	
商号又は名称	
代表者名	
所在地	
事業所連絡先	
家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣（ ）第 号
保証内容	

東根市長 あて

（届出者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

家賃債務保証事業者登録内容変更届出書

家賃債務保証事業者の登録内容に変更がありましたので、東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

登 録 番 号			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
1	法人名	7	保証委託契約内容の変更等
2	法人の所在地・電話・FAX番号	8	求償に関する基準の変更等
3	申請者の名称	9	保証部門に関わる社内規則の変更等
4	主たる事業所の所在地	10	重要事項説明書の変更等
5	代表者の氏名、住所及び職名	11	代位弁済に関わる契約の変更等
6	定款・寄付行為等及びその登録事項 証明書又は社内規則等（当該事業に 関するものに限る。）	12	役員の氏名及び住所
13	その他（ ）		
変更前		変更後	

- 備考 1 当該項目番号を○で囲んでください。
2 変更内容が分かる資料を添付してください。

第 号
年 月 日

様

東根市長

家賃債務保証事業者登録取消通知書

東根市市営住宅家賃債務保証事業者登録制度要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、 年
月 日付で決定した家賃債務保証事業者の登録は、以下の理由により取り消しましたの
で、通知します。

家賃債務保証事業者登録の取消しの理由